



～ 多数の者の集合する催しを開催する際のお願い ～

(祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し)

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会において、露店商によるガソリンの不適切な取扱いによる火災により、多数の死傷者が発生したことから、同様の事故を防止するため、長崎市火災予防条例を改正しました。(平成26年6月27日から適用します。)

◆消火器の準備(第18条～第22条)

◇催しで火気器具を使用する場合

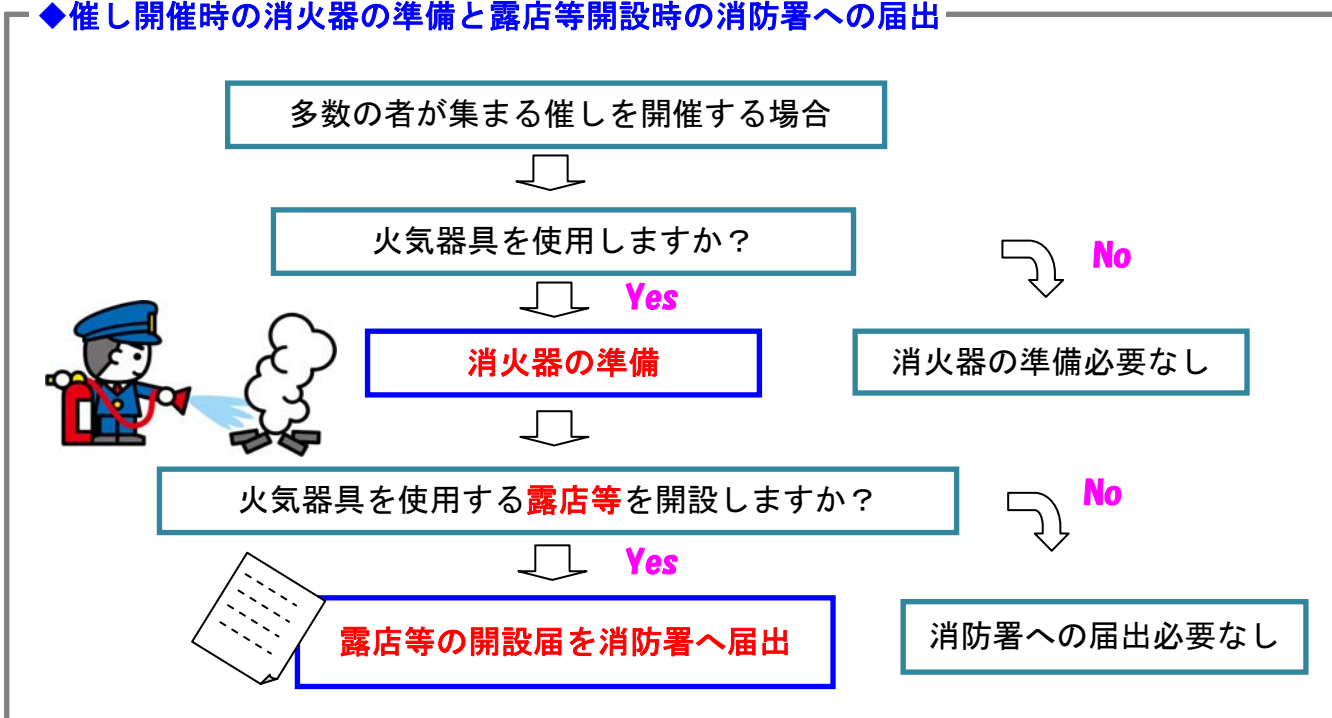


◆消防署へ露店等の開設届提出(第53条)

◇催しで火気器具を使用する露店等を開設する場合



◆催し開催時の消火器の準備と露店等開設時の消防署への届出



- ◆「多数の者の集合する催し」とは、地域における夏祭りなどのほか、学校での学園祭、実行委員会によるイベントなどで、近親者によるバーベキューなどの個人的な行事は対象外です。
- ◆「露店等」とは、露店、屋台などで物品や飲食物などの販売等を行うもので、自治会員など一般の方が出す露店も該当します。
- ◆「露店等の開設届」は、露店を開設する者が届出を行います。ただし、火気器具を使用する露店等が複数出される場合や地域の夏祭りなどの場合は、主催者などが取りまとめて消防署に届け出すことができます。届出の様式は、長崎市消防局ホームページ又は各消防署にあります。また、届出の際、露店や消火器の配置図が必要となります。

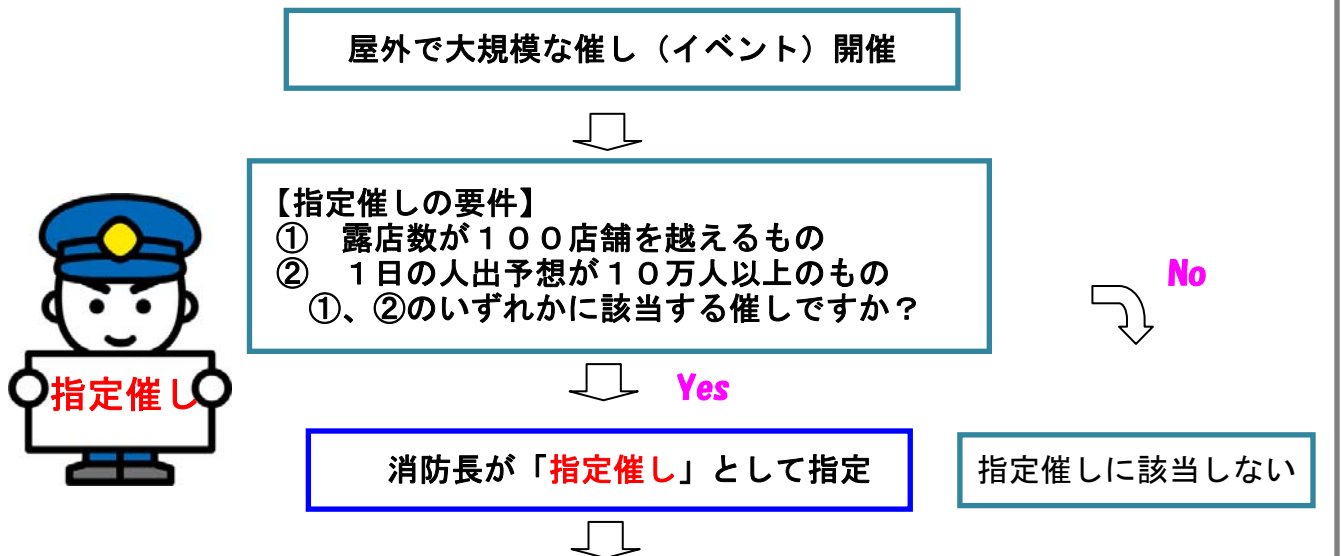
◆「指定催し」の指定（第50条の2）

屋外の大規模な催しで、次の要件に該当する催しを「指定催し」として消防長が指定します。

◆指定催しの要件

- ① 露店等数が100店舗を超えるもの
- ② 1日の人出予想が10万人以上のもの
- ①、②のいずれかに該当する催しの場合

◆屋外で大規模な催しの開催



◇【指定催しの主催者の義務】（第50条の3）

- 1 防火担当者を選任すること。
- 2 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、防火管理業務を行わせること。
- 3 火災予防上必要な業務に関する計画書を消防長へ提出すること。

◆「火災予防上必要な業務に関する計画」とは、
屋外の催しの開催にあたり火を使用する器具に対する消火の準備や火災が発生した場合の避難誘導要領等を定めた防火管理に関する計画をいい、次の内容を定める必要があります。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

※ 原則、指定催しの開催する14日前までに、当該計画書を消防へ提出しなかった場合は罰則（30万円以下の罰金）を科すことになります。



問合せ先

- 中央消防署 TEL 820-0119
- 南消防署 TEL 879-6119

- 北消防署 TEL 848-0119
- 消防局予防課 TEL 822-0433